

令和 8 年 8 月 1 2 日

沖縄県知事選挙

予定候補者 古謝 玄太 様

沖縄県介護支援専門員連盟
会 長 與 那 嶺 玲

介護支援専門員を取り巻く環境改善についての要望

平素より、ケアマネジャーをはじめとする高齢者福祉の推進にご尽力頂きまして誠にありがとうございます。団塊の世代が後期高齢者となり、少子高齢化と介護ニーズの多様化・高度化が進むなか、介護保険制度の要として高齢者を支援するケアマネジャーが 2040 年度には約 8 万 3 千人不足すると推計されており沖縄県に置いても大きな課題に対し下記のことを要望致します。

記

1. 潜在ケアマネジャーの再就業支援事業の実施について

沖縄県では、ケアマネジャーの不足が深刻な課題となっています。一方で、資格を持ちながら現在は就業していない「潜在ケアマネジャー」も存在しています。また、居宅介護支援事業運営についても新規職員採用時の資金繰りなど、大変厳しい状況下にあります。

東京都では、潜在ケアマネジャーへの就業相談や、再就業後の勤務に対する奨励金（10 万円）の支給など、復職を支援する取り組みを実施しています。

沖縄県においても、潜在ケアマネジャーが安心して介護現場へ復帰できる仕組みに合わせて居宅介護支援事業所に置いても積極的採用が行えるよう助成制度を含めた再就業支援事業の実施を要望いたします。

2. ケアマネジャーの訪問時安全確保について

埼玉県川口市で、訪問中のケアマネジャーが利用者家族に刺殺されるという痛ましい事件が発生しました。

ケアマネジャーや訪問介護などの在宅介護従事者は、一人で利用者宅を訪問する機会が多く、暴言やハラスメント、暴力のリスクと隣り合わせで働いています。

沖縄県においても、介護従事者が安心して働けるよう、安全対策やハラスメント防止対策の強化を求めます。また、ケアマネジャーの毎月のモニタリング訪問については、利用者の状況に応じて電話やオンラインなどを活用できる柔軟な制度となるよう、県内保険者とも連携し県独自の取組の推進を要望します。

3. 沖縄県内各保険者の運営指導の適正化について

沖縄県内における保険者による居宅介護支援事業所への運営指導については、保険者ごとに指導内容や法令解釈、運用基準に差異があり、統一性を欠く状況が見られる。また、法令や国の通知等に明確な根拠が示されない指導や、利用者支援の質よりも書類・形式面を重視した指導が行われる場合があり、ローカルルールによりケアマネジャー業務や居宅介護支援事業所運営の混乱と負担につながっています。

さらに、一部の保険者では運営指導業務を民間事業者へ委託しているが、委託先事業者独自の指導内容や法令解釈による運営指導が行われ、更なるケアマネジャー業務や居宅介護支援事業所運営に対し、混乱をうみ負担を更に大きくしています。

厚生労働省が示す運営指導の趣旨は、法令や国の通知等に基づき、事業所の育成・支援を通じてサービスの質の確保・向上を図ることであり、県内保険者が厚生労働省の示す考え方に沿った統一的な運営指導を実施し、指導基準の標準化、根拠の明確化及び保険者の説明責任の確保ができる体制整備の推進を図ると共に、公平性・透明性を確保する観点から、保険者の運営指導業務の民間事業者委託の見直しを含め、県内保険者と連携し改善していくことを要望致します。

以上